

新潟県立看護大学図書館規程

(平成 19 年 3 月 5 日規程第 4 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立看護大学学則第 4 条の規定に基づき設置する新潟県立看護大学図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、看護学の教育研究に必要な資料を整備し、新潟県立看護大学（以下「本学」という。）の教育及び研究活動の推進に寄与するとともに、学内外の看護・医療・福祉に関する科学技術の発展に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 図書館は、前条の目的を達成するために、次の業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の収集・管理・閲覧・貸出等
- (2) 教育及び研究に必要な学術情報の提供
- (3) 図書館資料等の学内外における相互利用に関すること
- (4) 図書館利用者への情報リテラシー教育に関すること
- (5) その他図書館資料の充実に関すること

(管理の範囲)

第 4 条 図書館で管理する資料は、図書館費及び教員研究費等の公費の執行により整備したものと並びに管理換、寄贈及び寄託されたものとする。

2 図書館資料の管理について必要な事項は、別に定める。

(図書委員会)

第 5 条 図書館の管理運営に関する重要事項は、新潟県立看護大学学則第 13 条第 1 項に基づき設置される図書委員会と協議するものとする。

(運営)

第 6 条 図書館利用、その他の図書館運営について必要な事項は、学長の承認を経て図書館長が定める。

附 則 (平成 19 年 3 月 5 日教授会)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。